

特定秘密の保護に関する法律の適正な運用方法を早急に確立することを
求める意見書（案）

今般成立した特定秘密の保護に関する法律は、国家安全保障会議設置法と密接不可分の関係にあり、諸外国と情報交換・共有を進めるためには機密事項が漏えいしない体制を整備することが前提となることから、国家安全保障会議（日本版NSC）が所定の機能を発揮し、我が国の外交、防衛上の意思決定を行うために重要かつ不可欠なものであります。

特定秘密の保護に関する法律案の審議の中では、修正協議等の結果、特定秘密の対象となる情報を防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロ活動防止の4分野の安全保障上必要なものと限定し、特定秘密の指定の有効期間を定めるとともに、国民の知る権利の保障に資する報道・取材の自由への配慮が盛り込まれました。

しかし、特定秘密の指定は行政機関の長が行うものとされていることから、当該情報が安全保障に著しい支障を与えるものであるかどうかを検証する制度等、適正な運用方法を確立し、国民の不安や懸念を払拭していくことが必要であります。

よって、国におかれては、特定秘密の指定における恣意性を排除するなどの適正な運用に資するため、検証が可能な実効性のある機関の設置を早急に検討し、適正な運用方法を確立するよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月17日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛
法 務 大 臣
外 務 大 臣
国家公安委員会委員長

長野市議会議長 高 野 正 晴